

十日町市就職活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市における若者の就労を支援することを目的に、インターンシップ、オープンカンパニー又は就職試験（以下「就職試験等」という。）の実施に当たって当該就職試験等の参加者が負担する経費又は市内事業所等が実施するインターンシップの受入れについて予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 市内事業所等が市内で実施する実施期間が5日以上の就業体験をいう。
- (2) オープンカンパニー 市内事業所等が市内で実施する就業体験を必須としない会社説明会又は職場見学会をいう。
- (3) 就職試験 個人を正規雇用（雇用する者と雇用される者との継続的な雇用関係において、雇用される者が雇用する者の元で、常勤で従事し、定年まで等期間を定めない雇用形態をいう。）するために市内事業所等が市内で実施する就職試験をいう。
- (4) 市外在住学生 大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校等に通学する学生で市外在住の者をいう。
- (5) 市内事業所等 市内に本社又は主たる事業所を有する企業をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業所等
 - イ 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している事業所等
- (6) 主たる事業所 従業員の採用、社会保険の加入等の事務を行い、本社とは独立した業務を行っている市内の事業所をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、就職試験等に参加する市外在住学生又はインターンシップを受け入れる市内事業所等のいずれかに該当する者とし、補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第

7条の規定により補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から当該交付決定日の属する年度の3月31日までの間とする。ただし、市長が特段の事情があると認めたときは、交付決定日の属する年度内に限って当該交付決定日の前に補助対象事業（補助対象者による就職試験等への参加又はインターンシップの受入れをいう。以下同じ。）を行うことができる。

（交付の条件）

第5条 この補助金は、補助対象事業を完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、事業の成果に関する報告及び事業に関する調査に協力することを条件として交付するものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、十日町市就職活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号及び様式第1号の2）を事業の実施前に、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類等を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、申請を行った者に対し、十日町市就職活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（中止等の申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、事業を中止し、若しくは廃止し、又はその内容を変更しようとするときは、十日町市就職活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）又は十日町市就職活動支援事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（中止等の承認）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類等を審査し、承認するときは、補助決定者に対し、十日町市就職活動支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第5号）又は十日町市就職活動支援事業変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第10条 補助決定者は、事業が完了したときは、速やかに十日町市就職活動支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号及び様式第7号の2）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、書類等を審査し、適当と認めたときは、補助決定者に対し、十日町市就職活動支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助金の額を通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

る。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるとき、又は補助対象期間中に違法な行為を行ったと認めるときは、補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、市長は、十日町市就職活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて十日町市就職活動支援事業補助金返還命令書（様式第10号）によりその返還を求めるものとする。ただし、災害等の特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（延滞金）

第14条 補助金の返還を求められた者は、納期限までに返還金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については当該納付金額を控除した額）100円につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金の限度額等
市外在住学生	インターンシップ、オープンカンパニー又は就職試験への参加者が負担する旅費及び宿泊費（他の公的な補助金等の交付があった場合は、当該金額を除いた経費を対象とする。）	1 / 2 以内（ただし、1,000円未満切捨て）	旅費及び宿泊費1回につき1万円とし、同一年内1人につき3回までの申請を限度とする。
中小企業等		定額	受け入れる学生1人当たり5万円とし、同一年内に1事業者が申請できる金額の限度は20万円とす

			る。
--	--	--	----